株主各位

東京都中央区築地二丁目1番17号 株式会社AKIBAホールディングス 代表取締役社長 馬 場 正 身

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたします ので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面(郵送)による議決権の行使を推奨申し上げます。また、ご出席される株主様は、次頁に記載の総会当日における感染防止策及び株主様へのお願いをご覧ください。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日(金曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 2022年6月27日(月曜日)午前10時
- 2. 場所東京都中央区八重洲 1-2-16TGビル本館TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター ホール302
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 目 的 事 項 報 告 事 項
- 1. 第40期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査 人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第40期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

以上

[○]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。

- ○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.akiba-holdings.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ○なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が 生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.akibaholdings.co.jp/) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症に関する対応について>

- ○本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
- ○会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液、体温計を配備いたします。 また、ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申しあげます。
- ○発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ○株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対 をさせていただきます。
- ○株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.akiba-holdings.co.jp/)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの新たな変異株の拡大により行動制限がなされ、景気への下押し圧力が強まる時期もありましたが、ワクチン接種が進んだことで行動制限も徐々に緩和されてきており、総じて景気動向は回復基調で推移いたしました。また、世界経済は、新型コロナウイルス変異株の拡大により、中国におけるゼロコロナ政策による一部地域での厳しい行動制限に加え、2月下旬からのロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ロシアに対する経済・金融制裁が発動されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

また、当社の報告セグメントが属する半導体業界においては、世界的な 半導体不足、それに伴う部材価格の高騰や長納期化が解消されず、また、 円安が大幅に進んでおり、事業環境は予断を許さない状況が継続しており ます。

このような環境の中、当連結会計年度の売上高は、16,166百万円(前期 比9.7%増)、売上総利益は、2,756百万円(前期比18.5%増)となりまし た。販売費及び一般管理費は、事業規模の拡大による地代家賃や人件費等 の増加もあり2,034百万円(前期比24.9%増)と増加したものの、売上総 利益の増加が販管費の増加を上回ったことで、営業利益は721百万円(前 期比3.5%増)、経常利益は711百万円(前期比4.2%増)となりました。 また、親会社株主に帰属する当期純利益は382百万円(前期比10.6%増) となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(メモリ製品製造販売事業)

メモリ製品製造販売事業においては、製品としての産業用メモリの開発に取り組むほか、新規商材としてASRock Industrialの産業用PC、産業用マザーボード、その他エンドユーザー向け新商材としてUSB Power Delivery 対応充電器の取扱を開始し、IoTソリューション事業においては、自社独自製品

としてクラウド上で常時監視が可能なバッテリーセンサーの開発・営業活動に取り組み、加えて、半導体不足を受けて部材調達先の新規開拓による部材確保に努めてまいりました。また、M&Aの検討にも取り組み、2021年10月15日付でシーアールボックス株式会社の株式を取得いたしました。半導体不足の影響により、IoTソリューション事業において一部減産となるとともに、部材価格の上昇による粗利率の低下はありながらも、法人向け・産業機器向けメモリ需要が引き続き強く、その売上高が伸びたことで、全体としての売上はほぼ前年並みながら、若干の増益となりました。

その結果、当事業における売上高は8,901百万円(前期比0.7%減)、営業 利益は351百万円(前期比4.8%増)となりました。

(通信コンサルティング事業)

通信コンサルティング事業においては、本社や大阪営業所の移転、東京と和歌山のコンタクトセンターの拠点拡張や、採用の推進による人員増により、事業規模が大きく拡大いたしました。通信建設工事においては、従来の屋内電波対策に加えてキャリア3Gサービス終了に伴う基地局撤去工事・5Gへのリプレイス工事が開始し、受注件数が大きく増加いたしました。更に、インターネット回線関連工事やIoT関連、監視カメラ関連など、電波対策以外の工事案件も規模が拡大しております。また、コンタクトセンター事業についても、新規営業の強化により一部大口案件の獲得に繋げるとともに、グループ会社間の合併により、営業・運用の機能連携が進みました。

その結果、当事業における売上高は4,265百万円(前期比19.1%増)、営業利益380百万円(前期比13.6%増)となりました。

(HPC事業)

HPC事業においては、ホームページコンテンツの充実、オンラインイベントの活用などによるビジネスチャンスの獲得に努めたほか、西日本方面の営業強化を目的に、新規拠点として大阪営業所の開設も行いました。売上高は大きく伸びたものの、半導体不足の影響による部材原価の上昇や、急激な円安の影響を受けて粗利率が低下しており、また、人員増と拠点拡張に伴う販管費の増加もあって、前期比で減益となりました。

その結果、当事業における売上高は2,823百万円(前期比32.9%増)、営業利益は179百万円(前期比18.2%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資のうち重要なものはございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループ内の経常的な運転資金として、金融機関より短期借入金及び長期借入金の借入による資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の子会社である株式会社アドテックが、2021年10月15日に、各種マイコンユニット、電源モジュール等、電子回路の開発・設計・製造を行うシーアールボックス株式会社の株式180株(2022年3月末現在同社の発行済株式総数の100%)を取得し、完全子会社化いたしました。なお、2021年12月31日をみなし取得日として、シーアールボックス株式会社を連結企業集団に含めております。

(5) 対処すべき課題

① 経営全般に係る課題

当社は引き続き、グループのガバナンス体制の強化、再発防止策の維持 継続、並びにコンプライアンス遵守に努めてまいります。

また、既存事業においては成長分野であるIoT、HPC、通信建設事業等に リソースを投入してその拡大に努め、収益力をより一層向上させるととも に、有望な新規事業分野への進出、投資を行うことで、持続的な成長を図 ってまいります。

② 各事業セグメントにおける課題

<メモリ製品製造販売事業>

メモリ製品製造販売事業の領域においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、減少していた法人顧客並びに産業機器向けのメモリ需要が回復いたしました。しかしながら、世界的な半導体不足の影響により、仕入の面で原価率の上昇や長納期化が生じており、また、売上規模の拡大には既存事業領域の拡大だけでは足りず、BtoCビジネスの実施と商材検討、更には産業用パソコンへの参入も進めております。既存ビジネスの維持を図りつつ、周辺分野への進出も図ることで、規模の拡大を狙います。

IoTソリューションビジネスにおいても、半導体不足の影響による部材調達難と原価上昇の状況が継続しております。引き続き、仕入先の開拓により必要部材の確保に努めます。また、より付加価値の高い自社製品の開発と販売にも取り組んでまいります。

<通信コンサルティング事業>

引き続き旺盛な56関連投資と、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、様々な分野においてIoTシステムがより重視されるようになり、市場規模が拡大したことで、主力事業であるキャリア向け携帯基地局関連工事を中心に、各種通信建設関連工事の受注数は増加しています。加えて、前期から大手通信会社のローカル5G構築工事を独占受注したことや、通信キャリア3Gサービス終了に伴う屋内携帯基地局の撤去・5Gへのリプレイス工事が本格的にスタートしたことで事業規模は加速的に拡大しており、これらの案件増加に対応するため、工事体制の更なる拡充が必要となっております。しかし、国内の人手不足に加え、建設業界では職人の高齢化が進む一方で、3K(きつい、汚い、危険)のイメージから若者の入職者が増えず、慢性的に人手不足が課題となっています。これらの課題に対し、各種ブランディング施策やITを活用した業務効率化に引き続き積極的に投資をし、需要を最大限享受できる体制を構築してまいります。

<HPC事業>

HPC事業においては、半導体不足の影響による部材の調達難、それに伴う原価上昇、更には為替変動の影響も続いております。また、AI、機械学習、データサイエンスなどの分野については、今後も国策としての推進が見込まれる一方で、競合の参入も想定されます。

部材調達については新規調達先の開拓やスポットでの調達に、早期の部材確保にも努めますが、販売価格への転嫁が出来ないことも多いため、販売数量の増加により、粗利額の維持に努めます。また、競合の参入に対する当社の競争力維持については、製品・サービスの充実やホームページでの情報発信により差別化を図り、会社の付加価値・競争力の向上を図ります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

	区	分	第 37 期 (2019年3月期)	第 38 期 (2020年3月期)	第 39 期 (2021年3月期)	第 40 期 (2022年3月期)
売	上	高(千円)	11, 420, 732	12, 574, 151	14, 742, 554	16, 166, 841
経	常利	益(千円)	426, 518	636, 377	682, 843	711, 268
親会する	社株主に 当期純ラ	帰属(千円) 利益	244, 978	654, 580	345, 839	382, 352
1株	当たり当期紀	純利益 (円)	26. 66	71. 25	37. 65	41. 62
総	資	産(千円)	5, 112, 846	6, 958, 007	8, 380, 543	9, 177, 714
純	資	産(千円)	1, 149, 347	1, 850, 742	2, 247, 178	2, 673, 308

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 第40期 (当連結会計年度) の状況は「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 - 3. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行い、また、2021年7月1日付で、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しています。

(7) **重要な親会社及び子会社の状況** (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アドテック	100,000千円	100.0%	メモリ製品の製造・販売、パソコン 周辺機器等の販売、IoTソリューショ ン事業等
株式会社エッジクルー	10,000千円	100.0%	業務システム等の企画・開発、保守、 技術者人材派遣
株式会社バディネット	100,000千円	100.0%	エンジニアリング事業、コンタクトセンター事業、BPO事業、通信コンサルティング事業、人材派遣・人材紹介事業、システム開発・受託事業
株式会社HPCテック	80,000千円	65.8%	科学技術コンピュータ(HPC)の製造・販売
株式会社ダイヤモン ドペッツ&リゾート	27,000千円	100.0%	ホテル、旅館等の事業開発、運営及 びペット関連商品の企画
シーアールボックス 株 式 会 社	17,000千円	100.0%	各種マイコンユニット、電源モジュ ール等、電子回路の開発・設計・製 造

(8) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社グループは、当社(株式会社AKIBAホールディングス)及び連結子会社6社の計7社で構成されており、メモリ製品製造販売事業、通信コンサルティング事業及びHPC事業の3セグメントに分類される事業を展開しております。

① メモリ製品製造販売事業

産業・工業用及び一般向けPC用及びサーバ用メモリ製品の製造・販売、パソコン周辺機器・パーツの国内外からの調達、卸売及び販売等並びにIoTデバイスの設計・開発を行うIoTソリューション、各種マイコンユニット、電源モジュール等、電子回路の開発・設計・製造を行っております。該当会社は、株式会社アドテック、シーアールボックス株式会社となります。

② 通信コンサルティング事業

通信キャリアの携帯基地局関連工事を中心とした通信建設事業のほか、特にIT関連に強みを持った全国3拠点から構成されるコンタクトセンター事業、通信キャリアを主な顧客として、顧客の業務プロセスの設計から業務の運用までをワンストップで請け負うBPO事業、通信業界における顧客のビジネスニーズを分析してそれに対する最適解を構築する通信コンサルティング事業、人材派遣・人材紹介、システム開発・受託事業を行っております。該当会社は、株式会社バディネットとなります。

③ HPC事業

HPC (High Performance Computing/科学技術計算) 分野向けコンピュータの製造・販売を行っております。該当会社は、株式会社HPCテックとなります。

(9) 主要な営業所(2022年3月31日現在)

- ① 当社
 - •本 社 東京都中央区築地二丁目1番17号

② 子会社

・株式会社アドテック 本社(東京都中央区築地二丁目1番17号)

・株式会社エッジクルー 本社(東京都中央区築地二丁目1番17号)

・株式会社バディネット 本社 (東京都中央区新富一丁目18番1号)

・株式会社HPCテック 本社(東京都中央区日本橋富沢町七丁目13番)

・株式会社ダイヤモンドペッツ&リゾート 本社 (東京都中央区築地二丁目1番17号) 鬼怒川絆(栃木県日光市鬼怒川温泉大原1422-4)

・シーアールボックス株式会社 本社 (東京都八王子市大塚631-1)

(10) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
			196名	32名増

(注) 使用人数は就業人員であり、上記使用人数には、他社への出向者、臨時従業員及び 嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前期末比増減数	平	均	年	齢	平均	勤続年数
19名		名	2名増			38. 5ī	敊		4.5年	

(注)使用人数は就業人員であり、上記使用人数には、臨時従業員及び嘱託社員は含んで おりません。

(11) 主要な借入先(2022年3月31日現在)

借入	先	借	入	金	残	高
株式会社みず	ほ 銀 行				1, 635, 00	00千円
株式会社千	葉 銀 行				815, 00)7千円
株式会社三井台	主友銀行				500, 00	00千円
株式会社鳥	取 銀 行				461, 10	00千円
株式会社三菱U	F J 銀 行				300, 00	00千円

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

27, 328, 000株

(注) 2021年7月1日付で実施した株式分割(普通株式1株につき10株に分割)に伴い、発行可能株式総数は24,595,200株増加しております。

(2) 発行済株式の総数

9, 192, 560株

(注) 2021年7月1日付で実施した株式分割(普通株式1株につき10株に分割)に伴い、発行済株式総数は8,273,304株増加しております。

(3) 株主数

3,454名

(4) 単元株式数

100株

(5) 大株主(上位10名)

株	主	名		持	株	数	持株比率
髙	島	勇		2,	400,0	00株	26. 13%
堀		礼一	郎		348, 0	00株	3. 79%
T JPRD	M CLIEN AC ISG 人株式会社三	(FE-AC)	C)		329, 3	00株	3. 59%
株式会社ク	ベーラ・ホー	ールディング	グス		268, 0	00株	2.92%
楽 天 記	正券株	式 会	社		266, 5	00株	2.90%
株式会	注 社 S	B I 証	券		265, 3	90株	2.89%
1	T/CLTS NON 7 人株式会社三	•			241, 0	00株	2. 62%
クレディ	スイス記	E券株式会	: 社		201, 1	00株	2. 19%
古	賀	広	幸		178, 0	00株	1.94%
浅	田	逸	代		172, 5	00株	1.88%

⁽注) 持株比率は自己株式(7,980株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

ţ	地位			氏	名		担当	重要な兼職の状況
代表	取締役	社長	馬	場	正	身		株式会社アドテック 取締役 株式会社バディネット 取締役
取	締	役	五.一	上嵐		英	CFO 管理本部長	株式会社アドテック 取締役管理本部長 株式会社エッジクルー 取締役管理本部長 株式会社バディネット 取締役管理本部長 株式会社HPCテック 取締役 株式会社ダイヤモンドペッツ&リゾート 取締役 シーアールボックス株式会社 取締役
取	締	役	富	山	理	布	管理本部 副本部長	株式会社アドテック 管理本部副本部長 株式会社バディネット 取締役管理本部副本部長 株式会社ダイヤモンドペッツ&リゾート 取締役
取	締	役	後	藤	憲	保	グループ監査室長	
取	締	役	丸	Щ	_	郎		(4) 社外役員に関する事項参照
取	締	役	黒	部	得	善		(4) 社外役員に関する事項参照
取	締	役	後菔	泰田		翔		(4) 社外役員に関する事項参照
常剪	助監査	企 役	石	本	圭	司		(4) 社外役員に関する事項参照
監	査	役	西	田	史	朗		(4) 社外役員に関する事項参照
監	査	役	中	Ш	英	之		(4) 社外役員に関する事項参照

- (注) 1. 取締役丸山一郎氏、黒部得善氏、後藤田翔氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査役石本圭司氏、西田史朗氏、中川英之氏は社外監査役であります。
 - 3. 取締役丸山一郎氏、黒部得善氏、後藤田翔氏及び監査役西田史朗氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 - 4. 監査役中川英之氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役丸山一郎氏、黒部得善氏、後藤田翔氏、社外監査役石本圭司氏、西田史朗氏及び中川英之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役及び監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

取締役7名 56,400千円 (うち社外3名 3,600千円)

監査役3名 5,400千円 (うち社外3名 5,400千円)

(注)上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役に対する役員賞与 引当金繰入額19百万円(取締役4名19百万円)を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1996年3月19日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

また、監査役の報酬限度額は、1996年3月19日開催の臨時株主総会に おいて年額20,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結 時点の監査役の員数は3名です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の役員報酬については、株主総会にて承認された限度額の範囲内で、世間の役員報酬水準を加味し、職責に応じて適切に判断することとしております。当社の役員報酬は、常勤取締役については①固定報酬、②役員賞与で、社外取締役については固定報酬で構成しております。

その上で、取締役会は、代表取締役社長馬場正身に対し、各取締役の 基本報酬の額及び社外取締役を除く役員賞与の評価配分の決定を委任し ております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつ つ、各取締役の担当職務、貢献度等について評価を行うには、代表取締 役が適していると判断したためであります。

取締役の固定報酬は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

また、業績連動である役員賞与につきましては、業績等を考慮して取締役分の総額を取締役会で決議し、個人配分は代表取締役に一任しております。役員賞与に係る指標は、会社の収益状況を示す数値であることから、連結の親会社株主に帰属する当期純利益を選択しております。賞与の額の決定方法は、当該指標の実績を踏まえて総合的に勘案して決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	地 位	<u></u>		氏	名		会社	名	役	職
取	締	役	丸	Щ	_	郎	東京晴和法律事務所		パートナー	弁護士
取	締	役	黒	部	得	善	株式会社リーガル・リラ 社会保険労務士法人リーガル		代表取締役 代表社員	
取	締	役	後属	泰田		翔	税理士・行政書士 後藤田邦 株式会社M&A・資産承継アド		代表税理士 代表取締役	
常	勤監査	查 役	石	本	圭	司	株式会社エッジクルー 株式会社バディネット		監査役 監査役	
監	查	役	西	田	史	朗				
監	査	役	中	ЛІ	英	之	公認会計士中川英之事務株式会社プラスサムコンサ IPA・Sキャピタル株式会 株式会社OSMIC 株式会社アンビシオン 株式会社アースカラウン 株式会社オスミックアク 株式会社オスミックアク 株式会社オスミックアク 株式会社オスミックアク 株式会社オスミックアク 株式会社のSMIC FOODS 株式会社OSMIC開発設計	トルティング	代代取代監代取代代代代代 医大大型 化 医代取代 医代取代代代代代 医大大型 医大大型 医大型 医大型 医大型 医大型 医大型 医大型 医大型 医	

- (注) 1. 株式会社エッジクルー、株式会社バディネットは、当社の子会社であります。
 - 2. 当社と東京晴和法律事務所、株式会社リーガル・リテラシー、社会保険労務士法人リーガル・リテラシー、税理士・行政書士 後藤田翔綜合事務所、株式会社M&A・資産承継アドバイザリー、公認会計士中川英之事務所、株式会社プラスサムコンサルティング、IPA・Sキャピタル株式会社、株式会社OSMIC、株式会社アンビシオン、株式会社アースカラー、株式会社エルクラウン、株式会社オスミックアグリ千葉、株式会社オスミックアグリ稲敷、株式会社オスミックアグリ茨城、株式会社オスミックアグリ千葉緑、株式会社のSMIC FOODS、株式会社OSMIC開発設計との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(社外取締役)

- ・丸山一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、 弁護士としての専門的見地から、経営陣から独立した客観的視点で、議 案・審議等につき適宜発言を行っております。
- ・黒部得善氏は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、社会保険労務士としての専門的見地から、経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
- ・後藤田翔氏は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、税 理士としての専門的見地から、経営陣から独立した客観的視点で、議 案・審議等につき適宜発言を行っております。

(社外監查役)

- ・石本圭司氏は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会16回全てに出席いたしました。他社での豊富な監査役の経験及び見識に基づき、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
- ・西田史朗氏は、当事業年度に開催された17回中15回に出席し、監査役会 16回中14回に出席いたしました。長年の企業勤務及び役員としての経験 を活かし、また、経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につ き適宜発言を行っております。
- ・中川英之氏は、当事業年度に開催された17回全てに出席し、監査役会16回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 16,800千円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16,800千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由として、監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
 - 2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と 金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質 的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額に はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由等を会計監査人の解任または不再任の決定方針としております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

当社は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を実施する。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンス体制の調査と問題点の 把握に努め、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。

また、法令または定款上疑義のある行為等が認知された場合に、告発者を保護するための「内部通報管理規程」を制定し、運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に 係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、 保存する。

監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等について、 リスクカテゴリー毎に責任部門を定め、これらを管理するため、「リスク 管理規程」を制定する。

当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する部門は管理本部とし、各責任部門は、関連規程に基づいたマニュアルやガイドラインを制定し、リスク管理体制を確立する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率 化を図る。
 - ・職務権限・意思決定ルールの策定
 - ・事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
 - ・グループ経営会議及び各社取締役会による月次業績のレビューと改善 策の実施
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとして、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、業務の適正を確保する体制の構築に努める。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助するスタッフを置く。
 - ・当該スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は上記 スタッフの人事について必要に応じ協議を行い、変更を申し入れるこ とができる。
 - ・当該スタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- ⑦ 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令及び「監査役会規程」その他社内規程に基づき、次に定める事項を監査役会に報告するものとする。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・毎月の経営状況として重要な事項
- ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・その他コンプライアンス上重要な事項

グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者がグループ会社の業務執行に関し、上記事実を発見したときに、監査役に報告をするものとする。

監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理方針に関する事項 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、会計監査人及び監査役の職務を補助するスタッフとも意見 交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告 を求める。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - ・当社グループは、「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力 との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを定め、全社員 への周知徹底を図る。
 - ・当社グループは、所轄警察署、顧問弁護士、その他関係機関との連携 を図り、日頃より情報収集等を行う。

(2) 体制の運用状況の概要

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - ・当社は、当社グループに適用される「企業行動指針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、各社毎月開催される定時取締役会及び当社役職員及び子会社の役員から構成されるコンプライアンス委員会において、法令遵守を確認しております。コンプライアンス委員会の協議結果については、各委員が各子会社で開催される月に1回以上の分科会等において、都度通達し、そこからグループ全社員に対して発信しております。発信された結果については、コンプライアンス委員会にて分科会からの報告項目を設け、意見交換を行っております。
 - ・従来から設置していた内部通報窓口について、その内容を見直すとともに「内部通報管理規程」にまとめ、内部通報ルールの明確化を行った上で、役職員向けに周知しております。また、内部通報窓口に通報があった際は、顧問弁護士の助言を受けてグループ監査室で対応しております。
 - ・反社会的勢力への対応として、当社は、特殊暴力防止対策協議会に加入 しており、情報交換会において反社会的勢力に関する情報を共有し、所 轄警察等と連携を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、取締役会の議事録、稟議書その他の業務執行に関する文書について、「文書管理規程」に基づき、文書等について適切に保管及び管理をしております。
 - ・これらの文書等については、常勤監査役が常時閲覧できるようにしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、組織、規程の見直しを行っております。また、取締役会のほか、定例の会議において営業状況のほか、リスク情報についても適宜報告を受けることで、早期のリスク発見及び対処を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、各社における職務権限規程内の決裁基準表の見直しを行い、必要に応じて職務権限規程を改訂するとともに、当該決裁基準表に基づく 決裁システムを導入しております。また、各社で毎月開催する取締役会 において月次業績のレビューを行い、業績管理を実施しております。

- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社グループとして、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念 の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、業務の適正を確保する 体制の構築に努めております。
 - ・当社子会社に対しては、「関係会社管理規程」を制定し、当社の承認が 必要な事項、報告を要する事項といった子会社に対する管理基準を明確 にし、また、グループ全体の内部管理体制を構築するため、当社の「コ ンプライアンス規程」をグループ会社の共通規程として適用しておりま す。
 - ・内部監査は、リスク評価に基づいた年度監査計画に従い、グループ監査 室が当社及び子会社を対象とした監査を実施しております。監査内容・ 監査結果は、内部監査委員会で報告・承認され、取締役会にも報告さ れ、対象監査部署に対しては監査結果に基づく改善要請を行っておりま す。

⑥ 監査役の職務執行

- ・当社の監査役は、常勤監査役が各社の取締役会に出席し、当社グループ の取締役等から適時、適切に報告を受けるとともに、決裁書類を閲覧 し、その内容を必要に応じて毎月開催される監査役会にて共有しており ます。
- ・監査役会は代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換 を実施しております。
- ・監査役会は、定期的に会計監査人であるKDA監査法人とミーティングを 実施するとともに、会計監査人の監査に同行するなど、適宜、必要なコ ミュニケーションを図っております。また、監査役の職務を補助するス タッフとも適宜、意見交換を行っております。
- ・当社の監査役は、常勤監査役が内部監査委員会の委員として内部監査の 結果を確認するとともに意見交換や情報交換を行い、監査役監査に活用 しております。
- ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務執 行を補助する者として、当社の社員から監査役スタッフを配置しており ます。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する 基本方針については、特に定めておりません。

(注)本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の		負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	8, 764, 868	流動負債	5, 724, 622
現金及び預金	3, 753, 982	買掛金	1, 766, 784
受取手形、売掛金及び契約資産	3, 472, 157	短期借入金	2, 950, 000
商品及び製品	1, 041, 332	1年内返済予定の長期借入金	404, 398
		1年内償還予定の社債	16, 000
性 掛 品	80, 204	未 払 法 人 税 等	159, 934
原 材 料	170, 393	賞 与 引 当 金	89, 168
その他	251, 102	役員賞与引当金	24, 700
貸倒引当金	△4, 304	その他	313, 636
固定資産	412, 846	固定負債	779, 783
有 形 固 定 資 産	141, 483	長期借入金	622, 566
基 物	106, 788	社債	24, 000
車両運搬具	3, 742	退職給付に係る負債 資 産 除 去 債 務	45, 614 51, 836
工具、器具及び備品	30, 952	() () () () () () () () () ()	35, 766
	·	負 債 合 計	6, 504, 405
無 形 固 定 資 産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16, 492		o, co 1, 100 の 部
のれん	12, 214	株主資本	2, 424, 631
ソフトウエア	4, 277	資 本 金	700, 000
投資その他の資産	254, 870	資本剰余金	471, 824
長期未収入金	25, 618	利 益 剰 余 金	1, 255, 311
繰延税金資産	86, 364	自己株式	△2, 505
その他	168, 505	その他の包括利益累計額	4, 309
 貸 倒 引 当 金	△25, 618	繰延ヘッジ損益	4, 309
	,	非 支 配 株 主 持 分	244, 368
		純 資 産 合 計	2, 673, 308
資 産 合 計	9, 177, 714	負債純資産合計	9, 177, 714

連結損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

	科		目		金	額
売		上	高			16, 166, 841
売	上	原	価			13, 410, 558
	売	上 総	利	益		2, 756, 282
販	売費及	び一般管	理 費			2, 034, 703
	営	業	利	益		721, 579
営	業	外 収	益			
	受 取	利 息 及	び配当	金	122	
	受	取	家	賃	9, 751	
	補	助金	収	入	7, 339	
	業	務 受	託	料	3, 553	
	雑	収		入	6, 875	27, 642
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	17, 220	
	為	替	差	損	2, 370	
	支	払 手	数	料	17, 859	
	雑	損		失	501	37, 952
	経	常	利	益		711, 268
特	別	利	益			
	固 定	資 産	売 却	益	520	
	負 の	のれ	ん発生	益	45, 172	45, 693
特	別	損	失			
	固 定	資 産	除却	損	9, 338	
	減	損	損	失	48, 670	58, 009
	税金等					698, 952
		、住民和	说及び事業	税	278, 063	
	法 人	, ,	調整	額	△963	277, 100
	当	期 純	利	益		421, 852
			する当期純和			39, 500
	親会社村	朱主に帰属	する当期純和	J 益		382, 352

<u>連結株主資本等変動計算書</u>

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	700, 000	471, 824	872, 959	$\triangle 2,473$	2, 042, 310
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			382, 352		382, 352
自己株式の取得				△31	△31
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)					
当期変動額合計	_	_	382, 352	△31	382, 320
当期末残高	700, 000	471, 824	1, 255, 311	△2, 505	2, 424, 631

	その他の包括	括利益累計額	非支配株主		
	繰延ヘッジ その他の包 利益累計 合		持分	純資産合計	
当期首残高	_	_	204, 868	2, 247, 178	
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益				382, 352	
自己株式の取得				△31	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	4, 309	4, 309	39, 500	43, 809	
当期変動額合計	4, 309	4, 309	39, 500	426, 130	
当期末残高	4, 309	4, 309	244, 368	2, 673, 308	

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金額
流動資産	1, 670, 410	流動負債	1, 047, 459
現金及び預金	1, 608, 136	短期借入金	750, 000
<u> </u>	1,000,100	1年内返済予定の長期借入金	241, 200
売掛金	14, 524	未払費用	12, 213
 前 払 費 用	4, 570	未払法人税等	4, 227
		賞 与 引 当 金	17, 616
その他	43, 178	役員賞与引当金	19, 200
固 定 資 産	613, 543	そ の 他	3, 002
 有形固定資産	16, 122	固定負債	355, 098
	10, 122	長 期 借 入 金	341, 934
建物	12, 079	退職給付引当金	7, 164
 工具、器具及び備品	4, 042	資産除去債務	6,000
		負 債 合 計	1, 402, 558
無形固定資産	1, 923	純 資 産 の	部
ソフトウェア	1, 923	株 主 資 本	881, 395
 投資その他の資産	595, 498	資 本 金	700, 000
投資での他の資産	J3J, 430	資 本 剰 余 金	471, 824
関係会社株式	302, 850	資本準備金	255, 425
 関係会社長期貸付金	418, 077	その他資本剰余金	216, 399
		利 益 剰 余 金	△287, 923
長期未収入金	3, 823	その他利益剰余金	△287, 923
そ の 他	5, 250	繰越利益剰余金	△287, 923
代 	A 104 FAA	自己株式	△2, 505
貸 倒 引 当 金 	$\triangle 134,503$	純 資 産 合 計	881, 395
資 産 合 計	2, 283, 953	負債純資産合計	2, 283, 953

損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

	科		目		金	額
売		上	高			348, 764
	売	上 絲	総 利	益		348, 764
販	販売費及び一般管理費				316, 087	
	営	業	利	益		32, 676
営	業	外 収	益			
	受 取	利 息 及	及び配当	金	6, 497	
	受	取	家	賃	7, 107	
	業	務	受 託	料	2, 833	
	雑	Ц	Z	入	139	16, 578
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	5, 363	
	支	払	美 数	料	16, 200	
	雑	ŧ	員	失	62	21, 625
	経	常	利	益		27, 628
特	別	損	失			
	固定	資 資	童 売 却	損	661	
	関 係	会社	朱 式 評 価	損	39, 999	
	貸便	引 引 🗎	金 繰	入	72, 380	113, 041
税	引言	前当	期 純 損	失		85, 412
法	人税、	住民税	込及び事業	税	951	951
当	期	純	損	失		86, 364

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

		株	主	:	資	本	
		資	本 剰 余	金	利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	700, 000	255, 425	216, 399	471, 824	△201, 559	$\triangle 2,473$	967, 791
当 期 変 動 額							
当期純損失					△86, 364		△86, 364
自己株式の取得						△31	△31
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)							_
当期変動額合計	_	_	_	_	△86, 364	△31	△86, 395
当期末残高	700, 000	255, 425	216, 399	471, 824	△287, 923	△2, 505	881, 395

	純資産合計
当期首残高	967, 791
当期変動額	
当期純損失	△86, 364
自己株式の取得	△31
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	
当期変動額合計	△86, 395
当期末残高	881, 395

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社AKIBAホールディングス

取締役会 御中

KDA監査法人 東京都中央区

指定社員業務執行社員

公認会計士 佐佐木 敬昌 印

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 毛 利 優 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AKIBAホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AKIBAホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書 において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用 者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督 及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基 準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社AKIBAホールディングス

取締役会 御中

KDA監査法人

東京都中央区

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 佐佐木 敬昌 印

指定社員業務執行社員

公認会計士 毛 利 優 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AKIBAホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基 準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま す。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま す。

2022年5月20日

株式会社AKIBAホールディングス 監査役会

常勤監査役石本圭司印

監査役中川英之⑩

監査役西田史朗印

(注)監査役石本圭司、監査役中川英之、監査役西田史朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の件

今般の資本金の額の減少及び剰余金の処分は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図ると共に、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として行うものであります。

なお、資本金の額の減少は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はありません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額の700,000,000円のうち、600,000,000円を減少し、100,000,000円とすることといたします。

(2) 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、会社法第447条第1項の規定に基づき、 資本期の額を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えることとい たします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日 2022年9月1日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 287,923,854円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金287,923,854円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を 定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措 置)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項 のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を 法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 15条(電子提供措置)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネッ	
<u> ト開示)</u>	
第15条 当会社は、株主総会の招集に	〈削除〉
際し、株主総会参考書類、事業報告、	
計算書類および連結計算書類に記載ま	
たは表示をすべき事項に係る情報を、	
法務省令に定めるところに従いインタ	
ーネットを利用する方法で開示するこ	
とにより、株主に対して提供したもの	
<u>とみなすことができる。</u>	
	(株主総会参考書類等の電子提供措置)
〈新設〉	第15条 当会社は、株主総会の招集に
	際し、株主総会参考書類等の内容であ
	る情報について、電子提供措置をとる
	<u>ものとする。</u>
	② 当会社は、電子提供措置事項のう
	<u>ち法務省令で定めるものの全部または</u>
	一部について、書面の交付を請求した
	株主に対して交付する書面に記載する
	<u>ことを要しないものとする。</u>

現行定款	変 更 案
	附則
〈新設〉	第1条 変更前定款第15条の規定の削
	除および変更後定款第15条の規定の新
	設は、会社法の一部を改正する法律
	(令和元年法律第70号)附則第1条た
	だし書きに定める施行の日である2022
	年9月1日(以下、「施行日」とい
	う。) から効力を生ずるものとする。
	② 前項の規定にかかわらず、施行日
	から6か月以内の日を株主総会とする
	株主総会については、定款第15条(株
	主総会参考書類等のインターネット開
	示) はなお効力を有する。
	③ 本附則は、施行日から6か月を経
	過した日または前項の株主総会の日か
	ら3か月を経過した日のいずれか遅い
	<u>日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者		略 歴 、	当社における地位及び担当	所 有 す る
番 号		(重	要 な 兼 職 の 状 況)	当社の株式数
1	ば 場 まさ み 身 (1948年6月1日生)	1998年12月 1999年10月 2000年10月 2001年12月 2003年10月 2004年10月 2005年6月 2015年6月 2015年6月 2017年5月	友銀行)入行 同行 東大和支店長 同行 西荻窪支店長 日本高速通信株式会社(現KDDI株式会社) 北陸 社) 出向 KDD株式会社(現KDDI株式会社) 北陸 支店長 同社 転籍 KDDI株式会社 北陸支店長 同社 北海道支社長 同社 本社営業部 高 同社 本社営業部 高 同社 本社営業部 部長 同社 本社営業部 部長 同社 本社営業部 部長 同社 本社営業部 部長 同社 本社営業部 部長 同社 本社営業部 部長 同社 南関東支社長 株式会社KDDIネットワーク&ソリュー ションズ(現KDDI株式会社)常勤監査 役 KDDI株式会社 品川事業所 監査役チーム(子会社監査役担当) 当社 監査役 当社 常勤監査役 株式会社バディネット 監査役 株式会社バディネット 監査役 株式会社バディネット 監査役 株式会社バディネット 監査役 株式会社バディネット 監査役 株式会社バディカック 監査役 株式会社バディカック 監査役 株式会社ドアック 監査役 株式会社アドテック 代表取締役	0株

候補者番 号		略歴、	当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	※ ほり れいいちろう 堀 礼 一郎 (1979年12月14日生)	2004年4月 2007年12月 2010年10月 2011年4月 2012年2月 2016年6月	株式会社ゴードー設立 取締役営業部 長 株式会社ガイアース入社 セールス& マーケティング部長 同社執行役員 株式会社バディネット設立代表取締役 (現任)	348, 000株
3	いがらし えい五 十 嵐 英 (1973年7月21日生)	2020年3月 1996年4月 2005年10月 2008年9月 2011年7月 2012年7月 2012年8月 2012年12月 2013年3月 2015年10月 2015年11月 2017年1月 2017年1月 2017年1月	エルメスジャポン株式会社 入社 株式会社アライヴ コミュニティ (現ル ーデン・ホールディングス株式会社) 入社 株式会社MCJ 入社 株式会社ウインドウ 取締役経営企画 室長 株式会社DropWave (現株式会社Xio) 入社 財務戦略室長 同社 取締役最高財務責任者 当社 取締役 当社 取締役 当社 取締役 当社 取締役管理本部長 (現任) 株式会社アドテック 取締役管理本部 長 (現任) 株式会社AKIBA LABO福岡 (現株式会社 ダイヤモンドペッツ&リゾート) 取 締役 (現任) 株式会社IPCテック 取締役 (現任) 株式会社バディネット 取締役管理本 部長 (現任) 株式会社エッジクルー 取締役管理本 部長 (現任)	1,000株

補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	当社における地位及び担当要な兼職の状況)	所有する
4	とみやま り さ 冨 山 理 布 (1973年3月26日生)	1999年10月 2014年7月 2017年2月 2017年7月	八千代通商株式会社 入社 株式会社ギガプライズ 入社 同社 管理部長 株式会社MCJ 入社 当社 入社 当社 グループ監査室長 当社 取締役 管理本部 副本部長 (現任) 株式会社アドテック 管理本部 副本 部長(現任) 株式会社バディネット 取締役管理本 部 副本部長(現任)	0株
5	ご とう のりやす 後 藤 憲 保 (1954年8月30日生)	2010年5月2010年6月2011年2月2012年6月2017年9月	務部長 KDDI株式会社 マーケティング企画部 グループリーダー 同社 リスク管理本部関西分室関西業 務・コンプライアンス監査部部長 同社 リスクマネジメント本部監査部 部長 日本インターネットエクスチェンジ株 式会社 監査役 KDDI株式会社 グループ財務・関連事業 業本部第2関連事業部 株式会社A-Sketch 監査役 株式会社KDDIチャレンジド 監査役 日本通信エンジニアリングサービス株 式会社 監査役 KDDIまとめてオフィス株式会社 監査 役	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、 (重	当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	まるやま いちろう 丸 山 一 郎 (1963年4月21日生)	1992年3月 2003年10月 2006年10月 2007年5月	東京中央総合法律事務所 パートナー 弁護士として設立	0株
	(1903年4月21日生)	2012年1月2018年6月	社外取締役(現任) 東京晴和法律事務所 パートナー弁護 士として設立(現任) 当社 社外取締役(現任)	
7	くろ べ とくよし 黒 部 得 善 (1974年8月16日生)	1997年11月 1998年9月 1998年10月 2001年11月 2002年9月 2002年12月 2003年10月 2019年6月	社会保険労務士大野実事務所 入社 社会保険労務士 登録 株式会社日立国際ビジネス 入社 黒部労務リスクマネジメント事務所 設立 株式会社リーガル・リテラシー 創業 代表取締役(現任)	0株
8	ご とう だ しょう 後 藤 田 翔 (1985年7月14日生)	2011年11月 2017年7月	税理士法人クリアコンサルティング入 社 税理士登録 PwC税理士法人 入社 東京青山税理士事務所(現 税理士・ 行政書士後藤田翔綜合事務所)設立 代表税理士(現任) 当社 社外取締役(現任)	1, 100株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 丸山一郎氏、黒部得善氏及び後藤田翔氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は、丸山一郎氏、黒部得善氏及び後藤田翔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。

- 5. 社外取締役候補者の選任理由について
 - (1) 丸山一郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士としての知識、経験が豊富であり、当該知見を活かして特にコンプラ イアンス遵守について専門的かつ独立した観点から取締役の職務執行に対する 監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、社外取 締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはあり ませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると 判断いたしました。
 - (2) 黒部得善氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 社会保険労務士としての知識、経験が豊富であり、当該知見を活かして特に 労務について専門的かつ独立した観点から取締役の職務執行に対する監督、助 言等いただくことを期待したためであります。
 - (3) 後藤田翔氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 税理士としての知識、経験が豊富であり、当該知見を活かして特に税務につ いて専門的かつ独立した観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いた だくことを期待したためであります。
- 6. 丸山一郎氏、黒部得善氏及び後藤田翔氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって丸山一郎氏が4年、黒部得善氏及び後藤田翔氏が3年となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名	略 歴 (重	、 当 社 に お け る 地 位	所 有 す る
(生年月日)		要 な 兼 職 の 状 況)	当社の株式数
ないとう じょうじろう 内 藤 城 次 郎 (1975年5月2日生)	1999年 5 月 2001年10月 2002年 6 月 2010年12月 2012年 2 月 2012年 9 月 2012年12月 2015年 1 月 2018年 2 月 2020年 3 月 2021年10月	株式会社フォトステージ・ジョーナイトー 入社 株式会社スタンダード・インペリアル (現株式会社クベーラ・ホールディン グス) 取締役 同社 代表取締役(現任) HPCシステムズ株式会社 監査役 株式会社いちご 代表取締役 株式会社美職カンパニー 取締役 当社 監査役 株式会社バディネット 監査役 株式会社バディネット 監査役 株式会社アドテック 代表取締役副社 長 株式会社ダイヤモンドペッツ&リゾート取締役(現任) 当社 入社 グループ監査室マネージャー(現任)	0株

⁽注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリクス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役・監査役のスキルマトリクスは以下のとおりです。

			主	なスキル	ン・専門作	生	
氏名	当社における 地位(予定)	企業経営	財務・会計	人事· 労務	法務・ リスク 管理	監査	独立性
馬場 正身	代表取締役社長						
堀、礼一郎	代表取締役副社長 兼 経営戦略本部長	•					
五十嵐 英	取締役 CFO 管理本部長		•	•	•		
冨山 理布	取締役管理本部副本部長						
後藤 憲保	取締役グループ監査室長				•	•	
丸山 一郎	社外取締役				•		•
黒部 得善	社外取締役	•		•			•
後藤田 翔	社外取締役	•	•				•
内藤城次郎	常勤監査役	•				•	
石本 圭司	社外監査役					•	•
西田 史朗	社外監査役	•				•	
中川 英之	社外監査役	•	•			•	•

⁽注)上記の一覧表に掲げたスキルは、各人が有する全てのスキル・専門性を表すもので はありません。

以上

X	-

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京都中央区八重洲1-2-16 TGビル本館 TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター ホール302



交通○東京メトロ東西線 日本橋(東京都)駅 A1 徒歩1分

- ○東京メトロ銀座線 日本橋(東京都)駅 A1 徒歩1分
- ○都営浅草線 日本橋(東京都)駅 A1 徒歩1分
- ○JR各線 東京駅 日本橋口 徒歩4分